

第2章 テーマⅠ 負担金、補助及び交付金の財務事務の執行等について

Ⅰ. 総括的事項

1. 監査の対象とした補助金等の範囲

平成21年度における負担金、補助及び交付金のうち、大津市の行政上の判断により執行される補助金等の内容を検討することを主眼として、負担金以外の補助金・交付金に関して監査の対象とした。具体的には大津市役所内各担当部局に対し、監査人が作成した「調査票」（様式は資料1参照）の記入を依頼し、大津市監査委員事務局のご協力を得て調査票の提出を受け、それを監査の対象とした。なお、調査票の網羅性を検証するため、平成21年度出納関係データと調査票の照合を行い、大津市の判断がまったく反映されない補助金等（例えば定額給付金）を除いた補助金等がおおむね網羅されていることを確認した。

大津市補助金調査票

平成22年度	番号	所属コード				
基本情報	補助金等の名称					
	会計/歳出科目 (コード番号・名称)	会計		款	項	
		目		大事業		
	担当部署	小事業				
		部		課	係	
	補助金の経緯・目的	所属長名		記入者(係長級以上)	内線	
	補助金内容					
	補助金等区分	<input type="checkbox"/> 団体運営補助 <input type="checkbox"/> 事業費補 <input type="checkbox"/> 投資的(建設)補助 <input type="checkbox"/> イベント等開催補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業・運営補助が混在 <input type="checkbox"/> 扶助費補助 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> その他()				
	補助金形態	<input type="checkbox"/> 公募型補助金(競争選抜型) <input type="checkbox"/> その他補助金(個別査定型)				
市民への周知方法	<input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> なし					
交付件数	19年実績	20年実績	21年実績	22年予定		
補助金の継続性	件	件	件	件		
	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 単年度 開始年度 終了予定年度 通算交付年数: 年 <input type="checkbox"/> 3年以下 <input type="checkbox"/> 4~10年 <input type="checkbox"/> 11~20年 <input type="checkbox"/> 21年以上					
交付基準・根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> なし 法令・条例等の名称					
補助金等の目的・内容	補助金の交付先 (大津市との関係)	<input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他() 交付先の名称 他 件				
	所管課が事務局になっている	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 出資金・出捐金 <input type="checkbox"/> 職員派遣 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> なし				
	補助金算出根拠	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない				
	補助金交付の効果 (単年度)	補助率				
	補助金交付により目指すべき方向性(複数年度)	1件当たり補助限度額				
	補助事業実施義務	<input type="checkbox"/> 義務的なもの <input type="checkbox"/> 任意的なもの				
	補助金の構成等	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 <input type="checkbox"/> 国・県 <input type="checkbox"/> 国のみ <input type="checkbox"/> 県のみ				
	国・県基準以上の上乗せ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	実績報告の確認方法	<input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 帳簿 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 聞き取り <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他()				
	交付額の実績・計画	年度別補助金額	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額	22年度予算額
千円			千円	千円	千円	
対前年比						
国			千円	千円	千円	千円
県			千円	千円	千円	千円
財源		その他	千円	千円	千円	千円
		一般財源	0千円	0千円	0千円	0千円
		人件費(嘱託・臨時含)	千円	千円	千円	千円
		講師謝礼等	千円	千円	千円	千円
		参加記念品・賞品等	千円	千円	千円	千円
		食糧費	千円	千円	千円	千円
		交際費	千円	千円	千円	千円
		維持修繕	千円	千円	千円	千円
		事務費	千円	千円	千円	千円
		委託料	千円	千円	千円	千円
補助金使途状況 (個人除く)	工事請負費	千円	千円	千円	千円	
	負担金及び補助金	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	
	その他	0千円	0千円	0千円	0千円	
の補助団 決算状 状況等	総収入	千円	千円	千円	千円	
	(補助金収入割合)	%	%	%	%	
	総支出	千円	千円	千円	千円	
	繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	

事務事業からみた評価	計画との関連性	<input type="checkbox"/> 総合計画 区分コード <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
		事務事業コード/名称 <input type="checkbox"/> マニフェスト <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> なし		
施策目標達成の為に有効と思われる手段	①	<input type="text"/>		
	②	<input type="text"/>		
	③	<input type="text"/>		
補助金から見た評価	施策への有効性	<input type="text"/>		
	全体的な基準からみた評価点数	評価基準	評価点数	評価の考え方
検証・評価・見直し		公益性かつ明確性		
		優先度と補助効果		
		自主性・自立性		
		手続きの有効性・正当性		
		決定方法の妥当性		
		市民協働との関連性		
		チェック項目	○△×	左記回答に至った内容及び今後の対応について
		補助金の対象経費や金額について、規則・交付要綱により規定がある		
		補助率は補助対象経費の1/2以下である		
		委託や直接執行より他団体等への補助金としての支出が適している		
		団体が行う同一事業に対し、他の所属課と別々に補助していない		
		交付先は再補助をしていない(直接補助である)		
		決算書だけでなく帳簿や領収書などで使途の確認をしている		
		現在終期を設定していなくても今後終期を設定することができる		
	事業者は収入確保や効率的な運営に十分な努力がなされている			
	活動や事業について定期的に評価し、見直しを行っている			
	繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である			
	見直し等の経過	<input type="checkbox"/> 未実施 年度 内容 <input type="checkbox"/> あり 年度 内容 <input type="checkbox"/> あり 年度 内容		
	今後の見直し予定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 年度予定 内容		
	今後の補助事業について	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 継続(現状維持) <input type="checkbox"/> 変更して現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止		
	内容及び方向性	<input type="text"/>		
	廃止した時の影響	<input type="text"/>		

2. 補助金等の推移

大津市歳入歳出決算事項別明細書より、監査人が作成した「負担金、補助及び交付金」の款別推移表は下記のとおりである。（ただし、上記記載のとおり、本推移表記載額すべてが監査対象ではない。）

「負担金、補助及び交付金」款別推移表

歳入歳出決算事項別明細書より

(単位：千円)

一般会計	平成19年度	平成20年度	平成21年度
議会費	30,296	27,680	31,824
総務費	196,634	153,477	5,150,881
民生費	4,582,812	6,486,504	7,401,965
衛生費	2,968,190	3,554,745	2,751,472
労働費	36,309	29,363	29,695
農林水産業費	242,800	265,692	206,939
商工費	235,621	255,117	312,690
土木費	644,029	452,392	545,366
消防費	92,855	101,452	93,532
教育費	311,023	325,596	330,769
災害復旧費	3,398	4,867	6,118
公債費	0	0	0
小計	9,343,967	11,656,885	16,861,251
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）			
総務費	80,891	48,736	43,103
保険給付費	17,560,398	17,677,734	18,765,231
老人保健拠出金	5,279,638	785,695	190,482
前期高齢者納付金	-	3,951	9,551
後期高齢者納付金	-	2,932,957	3,356,521
病床転換支援金	-	1,903,002	2,732
共同事業拠出金	2,380,707	2,828,208	3,301,195
保健事業費	65,182	36,509	40,412
介護納付金	1,438,598	1,274,503	1,243,519
基金積立金	0	0	0
諸支出金	0	0	0
公債費	0	0	0
小計	26,805,414	27,491,295	26,952,746
国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）			
診療施設費	230	185	201
小計	230	185	201
葬儀事業特別会計			
葬儀事業費	3	3	3
小計	3	3	3
競輪事業特別会計			
競輪事業費	1,140,191	1,053,462	933,632
公債費	0	0	0
諸支出金	221,070	-	-
繰上充用金	0	0	0
小計	1,361,261	1,053,462	933,632
下水道事業特別会計			
総務費	1,819,100	11,324	1,274,917
下水道事業費	160,680	1,984,645	89,436
農業集落排水事業費	24	24	24
公債費	0	0	0
小計	1,979,804	1,995,993	1,364,377

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
老人保健医療事業特別会計			
総務費	0	0	0
医療諸費	24,695,127	2,483,151	44,506
諸支出金	0	0	0
繰上充用金	0	-	0
小計	24,695,127	2,483,151	44,506
卸売市場事業特別会計			
卸売市場費	7,115	9,125	7,120
公債費	0	0	0
小計	7,115	9,125	7,120
財産区特別会計			
財産管理費	57,147	69,071	65,288
小計	57,147	69,071	65,288
雄琴駅周辺土地区画整理事業特別会計			
土地区画整理事業費	0	0	0
公債費	0	0	0
繰上充用金	-	0	-
小計	0	0	0
駐車場事業特別会計			
駐車場事業費	23,813	27,128	23,853
公債費	0	0	0
小計	23,813	27,128	23,853
介護保険事業特別会計			
総務費	3,209	3,248	3,287
保険給付費	13,968,638	14,533,237	15,946,610
基金積立金	0	0	0
地域支援事業費	72,123	76,262	83,974
諸支出金	0	0	0
小計	14,043,970	14,612,747	16,033,871
堅田駅西口土地区画整理事業特別会計			
土地区画整理事業費	31,554	36,010	27,612
公債費	0	0	0
小計	31,554	36,010	27,612
後期高齢者医療事業特別会計			
総務費	-	0	0
後期高齢者医療広域連合納付金	-	2,327,124	2,431,440
諸支出金	-	0	0
小計	-	2,327,124	2,431,440
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
母子寡婦福祉資金貸付事業費	-	-	0
小計	-	-	0
合計	78,349,405	61,762,179	64,745,900

また、監査の対象とした補助金等の推移を見るため、調査票に記載された補助金等の平成 21 年度以前 3 期間の推移は下記のとおりである。(なお、調査票は平成 21 年度に執行した項目のみを対象にしているため、平成 20 年度以前に執行された補助金等のうち、平成 21 年度に廃止等の理由で執行されなかった補助金等は含まれない。)

「補助金調査票」推移表

(単位：千円、件)

年度 所管部	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
			件数	金額
政策調整部	940	940	5	3,805
総務部	43,476	42,323	43	75,926
市民部	76,907	70,022	22	67,858
福祉子ども部	1,070,480	1,214,501	49	1,596,466
健康保険部	502,786	455,490	37	573,978
産業観光部	423,181	456,090	95	550,541
環境部	757,087	715,533	12	611,140
都市計画部	247,458	257,590	17	357,672
建設部	42,591	44,339	9	44,544
企業局	31,596	39,690	12	52,123
教育委員会	224,927	225,715	52	259,408
消防局	11,030	12,098	8	10,857
議会事務局	26,647	24,557	1	28,728
合計	3,459,106	3,558,888	362	4,233,046

3. 本報告書の構成

調査票の内容を検討し、主な補助金等に関して担当部署から説明を受け、関係書類を入手し、検討を加えた。その結果として、「全般的指摘事項」では各補助金を検討して得られた横断的な意見集約を「全般的指摘事項」(意見)として記載している。また、この意見の前提となる個々の補助金等に関して個別事案 1～個別事案 18 として記載し、そこでの監査結果・意見を述べている。個別事案の検討はすべての補助金を網羅しているものではないことは言うまでもない。しかし、個別事案に対する検査結果・意見は当該補助金に関しての事柄であるが、典型的な事案と捉えて、他の補助金も同様の観点での問題点が内在していることを示唆しているものでもある。

4. 「監査結果」及び「意見」一覧表

区分	項目名	監査結果	意見
	全般的指摘事項		(1) 実績報告の確認方法について (2) 補助金の効果の把握・分析の手続きについて (3) 補助金終了年度の設定の必要性 (4) 定額の補助金の継続における問題 (5) 算出根拠の妥当性 (6) 派遣人件費に対する補助金 (7) 補助金の基本方針の策定について (8) 補助金目的の明確化について
個別事案1	大津市私立学校振興助成金		(1) 算出根拠の明確性 ①延暦寺学園及び純美禮学園について ②滋賀朝鮮学園について
個別事案2	交通安全活動補助金		(1) 実績報告書による支出額の審査 (2) 補助金の算出方法
個別事案3	大津市国際親善協会運営補助金		(1) 実績報告書の精査 (2) 補助金目的の明確化 (3) 運営補助金
個別事案4	地域福祉ふれあい事業補助金	(1) 実績報告の確認不備	
個別事案5	北部知的障害者複合施設運営費補助金		(1) 補助事業者の決算の確認方法について

区分	項目名	監査結果	意見
個別事案6	民間保育所運営補助金	(1) 入所円滑化補助金の交付先	(1) 保育所全体の収支状況の把握 (2) 保育所運営補助金の水準 (3) 職員給与助成金の効果の把握と必要性 (4) 入所円滑化助成金の効果の把握
個別事案7	大津商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金		(1) 実績報告書の精査 (2) 要項における補助対象経費 (3) 交付要項の見直しと県の交付要項とのバランス
個別事案8	中小商業団体活動基盤強化事業補助金		(1) 実績報告 (2) 各商店街助成事業への交付 (3) 効果の測定
個別事案9	大津市企業立地促進助成金（特別区域企業立地促進助成金）		(1) 効果の把握
個別事案10	財団法人大津市勤労者互助会育成事業運営補助金		(1) 実績報告書の精査 (2) 人件費への運営補助金 (3) 定額の事業補助金 (4) 補助の必要性と見直し
個別事案11	社団法人びわ湖大津観光協会への補助金		(1) 補助金の明確化 (2) 協会運営補助金 (3) 志賀観光協会運営事業補助金 (4) 補助金の効果の把握・分析
個別事案12	大津市生産調整事業費補助金		(1) 補助金の効果 (2) 生産調整指導推進事業 (3) 集落推進会議促進事業補助金の直接交付

区分	項目名	監査結果	意見
個別事案13	新パワーアップ・夢実現事業補助金	(1) 実績報告の領収書の確認	(1) グループの構成員に対する委託料等の支払
個別事案14	大津市改良住宅譲渡代価資金運用利子補給補助金	(1) 実績報告が未作成 (2) 大津市改良住宅譲渡代価資金運用利子補給補助金の実態	
個別事案15	大鳥居地域開発協議会活動補助金		(1) 終了年度設定の必要性
個別事案16	大津市雨水貯留浸透施設設置助成金		(1) 効果の把握分析 (2) 補助内容の再検討
個別事案17	滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金	(1) 実績報告の確認方法 (2) 実績と報告書類の相違	(1) 補助金額の固定化 (2) 補助金の公平性
個別事案18	大津市議会政務調査費交付金		(1) 交付金額について (2) 備品購入について

5. 意見（全般的指摘事項）

（1）実績報告の確認方法について

補助金を交付するに当たり、大津市補助金等交付規則第14条では「補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。」とされているが、市長の定める書類は統一されておらず、実績報告書には、添付書類がないもの、決算書のみを添付しているものから、領収書まで添付しているものがあつた。調査票の「実績報告の確認方法」の集計結果は下記のとおりである。

（調査票の集計結果）複数回答可

決算書	帳簿	領収書	聞き取り	現地調査	その他
278件	82件	138件	81件	73件	102件

大津市補助金等交付規則第14条に定める市長の定める書類は、実際には各所管課の判断で決定されており、規則等で定められていない。集計結果をみると、帳簿や領収書のチェックが行われている補助金よりも、事業報告や決算報告で完了していることが多く見受けられた。

今回の監査においても、個別事案4「地域福祉ふれあい事業補助金」のように、予定数量を実績数量と報告していたケースや個別事案17「滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金」のように領収書をチェックしなかったため、実績報告書が事実と相違していたケースなど、補助金の返還請求の検討に及ぶ事態となっている。

また、個別事例10「財団法人大津市勤労者互助会育成事業運営補助金」、個別事例2「交通安全活動補助金」、個別事案3「大津市国際親善協会運営補助金」などのように、実績報告書の審査が十分でないケースや個別事案5「北部知的障害者複合施設運営費補助金」のように、交付要綱自体で決算見込書を事実と認めているケースなど事実確認が十分でないと思われるものもあつた。

補助金の性格にもよるが、補助事業者の支出を条件に補助を行う場合などは領収書を確認し、その後補助金の支払いが行われるべきである。各担当課では、基本的に領収書の確認が必要であるという原則のもとに、実績報告に必要な書類の再検討を行われたい。

（2）補助金の効果の把握・分析の手続きについて

補助事業を実施した結果については、大津市補助金等交付規則第14条で補助事業者が実績報告を行うことになっているが、その実績報告を受けて大津市として補助金の効果の把握・分析は十分に行われていない。補助金を交付した結果を把握・分析することは事業の有効性、継続の必要性を判断するうえで不可避であり、義務付けるべきである。

今回、調査票では補助金の効果について担当課のコメントをみていると、「事業が実施できる」とか「事業の充実が図れる」などといった、補助事業の実施自体に効果を認めるものや、「学校保健事業の充実が図れる」といった、漠然とした事象を効果とされているものもあつた。

今回の監査では、個別事案 6「民間保育所運営補助金」のような補助金の効果が把握されないケースや、個別事案 9「大津市企業立地促進助成金」のように当初から補助目的を明確にしない状況で、効果の把握もしていないケースが見受けられた。

効果の把握・分析を行う際には、当該年度や中長期の効果、施策との関連性など、できる限り具体的に分析を行い、効果が認められない補助金は早期に廃止していくべきである。また、事業の担当部署は効果を肯定的に判断する傾向があるため、担当部署以外の部門で有効性の測定を実施することが望まれる。

(3) 補助金終了年度の設定の必要性

ほとんどの補助事業には終了年度は明記されていないため、当該補助金が長期にわたり、存続する恐れがある。補助金の中には、長期にわたることに妥当性を有する補助金もあるが、すべての補助金に一旦終期を設け、もし必要である場合には支給の必要性、金額の妥当性等の検討は再度行い、どうしても必要な補助金だけを継続するように原則を変更すべきである。

(調査票の集計結果)

終了予定あり	終了予定なし	合計
52件	310件	362件

今回の監査では、個別事案 15「大鳥居地域開発協議会活動補助金」を典型的な事例として取り上げたが、補助金については継続することにより交付先側が既得権化してしまう傾向があり、市側も何かのきっかけがない限り止めるとは言い出しにくく、結局いつまでも補助金が継続してしまうことになる。初期の段階で止める仕組みを構築しておくことが賢明である。

(4) 定額の補助金の継続における問題

調査票の分析によれば、3年連続同額の補助金が99件(27%)存在しており、かなり多くの補助金が固定化していることが判明した。固定化している補助金の中には補助事業者が既得権であると誤解するケースも考えられ、継続することの適正性に十分留意する必要がある。補助の対象となる事業の規模や交付する団体の財政状態が每期変動することを考えれば定額の補助金が継続されること自体が不自然と言わざるを得ない。

定額の補助金が継続している補助金は、そもそも公益目的に照らして、補助を行う必要があるのか否かをまず再検討すべきであり、必要ありという判断がされれば、次に金額を見直すことが必要と考える。

3年連続同額補助金の一覧

(単位：千円)

びわ湖大花火大会事業補助金	18,000
観光情報発信パワーアップ事業補助金	16,661
特別養護老人ホーム近江舞子しょうぶ苑建設資金償還補助金	10,000
大津祭事業補助金	8,430
大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金	6,800
月輪自治会運営費補助金	6,500
大津志賀観光振興推進事業補助金	6,100
大津市公衆浴場利用確保事業補助金	5,780
営農指導強化対策事業補助金	5,664
瀬田学区自治連合会運営補助	5,000
大津市公設地方卸売市場協会運営補助金	4,810
大津市防犯協会補助金	4,371
交通安全活動補助	4,240
大津市医師会立看護専修学校運営事業補助金	3,600
大津地区労働者福祉協議会運営補助金	3,600
大津市自治連合会運営補助金	3,000
大津市医師会公衆衛生活動事業補助金	2,654
除草等美化清掃事業補助金	2,520
障害者働き・暮らし応援センター事業費補助金	2,439
湖族の郷資料館運営事業補助金	2,340
大津市文化祭開催補助金	2,016
滋賀県堅田看護専門学校運営事業補助金	2,000
大津市スポーツ少年団活動助成金	1,980
大津市障害者団体等運営事業費補助金	1,913
大津市中学校運動部活動競技力向上事業補助金	1,785
終末処理場地元調査研修補助金	1,450
社会教育関係団体活動補助金	1,352
国産材振興事業補助金	1,335
母親クラブ活動費補助金	1,323
大津市中学校体育連盟活動助成金	1,277
芸術文化団体活動補助金	1,120
日本競輪選手会滋賀支部運営助成金	1,120
大津市医師会学校保健事業補助金	1,040
大津市母子福祉のぞみ会事業補助金	1,000
おおつ環境フォーラム運営補助金	960
(財)ソーシャルサービス協会滋賀事業所大津美化園管理運営補助金	920

大津市歯科医師会口腔公衆衛生活動補助金	824
大津市介護保険推進事業補助金	800
日本競輪選手会滋賀支部運営助成金（宮杯）	800
物産振興推進事業補助金	800
船幸祭事業補助金	800
大津市学校保健連絡協議会事業補助金	800
大津市遺族連合会事業補助金	750
大津雇用対策協議会補助金	700
大津市公設地方卸売市場青果仲卸組合運営補助金	650
大津市公設地方卸売市場水産仲卸組合運営補助金	650
大津市公設地方卸売市場関連卸組合運営補助金	650
内水面（河川）漁業振興事業補助金	600
大津市生涯学習センターボランティア補助金	600
森林組合作業班厚生会助成事業補助金	594
大江会館・別館運営補助	500
滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金	500
大津市特別支援教育連盟事業費補助金	496
更生保護事業協会補助金	486
大鳥居地域開発協議会活動補助金	480
大戸川ダム対策協議会活動補助金	480
牧町大戸川ダム対策調査活動補助金	480
びわ湖開き事業補助金	464
水産振興事業補助金	450
瀬田川南部地区地域振興推進協議会運営補助金	400
大津市保育協議会研修補助金	400
野菜園芸出荷協議会運営事業補助金	400
大津市体育指導委員協議会活動助成金	395
子ども安全リーダー活動補助金	300
滋賀県人権教育研究会大津研究会補助金	300
大津市水田農業推進協議会運営事業補助金	285
新春びわこ健康マラソン in なぎさ開催補助金	280
おおつ障害者週間開催補助金	250
大津市学区体育団体連絡協議会活動助成金	240
大津市歯科医師会学校歯科保健事業補助金	240
大津市特別支援教育推進委員会事業費補助金	232
南湖水産振興事業補助金（セタシジミ祭補助金）	200
大津市青年協議会活動事業補助金	200

膳所歴史資料室展覧会事業	200
史蹟をつづる山辺の道整備事業推進補助金	180
大津市文化連盟活動補助金	175
日本フェノロサ学会活動補助金	160
大津市健康推進員養成事業補助金	160
大津市薬剤師会学校環境衛生事業補助金	160
真野浜水泳場イベント事業補助金	144
大津市初発型非行防止対策協議会運営補助金	128
住民ふれあい事業基盤整備補助金（仮設栈橋）	126
特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部運営事業補助金	120
大津市南部三学区新名神対策協議会運営補助金	120
民放TV難視聴解消中継局維持管理補助金	100
滋賀好善会事業補助金	96
ふるさと特産品生産振興事業補助金	96
世界連邦運動協会大津支部運営補助金	80
滋賀県消防操法訓練大会出場補助金	80
大津市学区対抗インディアカ大会開催補助金	56
林業研究グループ活動推進事業補助金	50
大津市公設地方卸売市場関連事業者むつみ会運営補助金	50
高松宮記念杯近江神宮全国歌かるた大会事業補助金	48
仰木太鼓保存育成事業補助金	40
大津市里親会運営事業費補助金	40
農村女性団体育成事業補助金	40
障害児野外活動事業費補助金	32
滋賀県断酒同友会大津支部運営事業補助金	16
滋賀県断酒同友会堅田支部運営事業補助金	8

今回の監査では、上記補助金のうち、個別事案 11「びわ湖大津観光協会への補助金」や個別事案 17「滋賀朝鮮学園定期健康診断等実施事業補助金」で定額補助が継続している事実の指摘を行っている。

(5) 算出根拠の妥当性

補助金の算出根拠を確認すると過去から同じ算出根拠が継続的に使われているなど、算出根拠自体に、妥当性を欠くものが見られた。継続的に交付される補助金など、前年度までの算出根拠を必ずしも正しいものとせず、毎年度算出根拠の妥当性につき検討を加えたうえで補助金の算出を行うべきである。今回の監査では、個別事案18「大津市議会政務調査費交付金」で、交付額の見直しを行う審議会が開催されていないことの指摘を行っている。

(6) 派遣人件費に対する補助金

地方公共団体が公益法人等へ職員を派遣する場合には、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年4月26日法律第50号。以下「派遣法」という。）の適法を考慮する必要がある。また、派遣人件費に対する補助金については、神戸市が市職員を派遣している財団法人に対して派遣職員人件費に充てる補助金を支出したことについての損害賠償請求事案で違法であるとの判決がでている。

平成20年 4月24日 神戸地方裁判所

平成21年 1月20日 大阪高等裁判所

平成21年12月10日 最高裁判所

つまり、派遣法に基づく派遣職員である場合には、派遣自体は違法ではないが、一定の例外を除き、派遣元による給与支給は許されないことから、その派遣職員の給与原資の全てないし大部分を市が補助金として支出することも違法であるとされた。

派遣法第6条において派遣職員の給与に関する規定があり、第2項に給与支給が許される例外規定が記されている。

〔派遣法第6条抜粋〕

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

- 2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

このことを受けて、大津市においても派遣人件費に対する補助金等支出への対応策が協議され以下の方針が決定された。

派遣職員及び補助金等支出状況

①概要 派遣団体数：8団体、派遣人数：32名

②人件費補助 団体数：4団体、対象人数：15名

派遣先	派遣人数	人件費補助 有無	委託料、補助金の区分
大津市土地開発公社	2人	無	
財団法人大津市産業廃棄物処理公社	2人	有	運営補助金
社会福祉法人大津市社会福祉事業団	3人	有	運営補助金
	4人	無	委託料（指定管理）
財団法人大津市公園緑地協会	7人	無	委託料（指定管理）
社会福祉法人大津市社会福祉協議会	7人	有	運営補助金
財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所	2人	無	
財団法人滋賀県建設技術センター	2人	無	
社団法人びわ湖大津観光協会	3人	有	運営補助金

対応の方針

- ① 今回の判決を踏まえ、集中改革プランに則り、派遣職員を引き揚げることを基本とする。
- ② 平成22年度から派遣職員の人件費について補助金等による支出を取りやめる。
- ③ 人件費負担を行っている団体のうち、派遣法第6条2項により給与支給が可能な団体については、市が直接派遣職員の給与を支給する。
- ④ 市が直接給与支給する場合、個別団体ごとに、派遣法第6条2項に適合するか厳格に精査する。
- ⑤ 派遣協定の内容について、個々の内容を精査し、必要があれば見直す。
- ⑥ 委託契約書の内容についても、個々の内容を精査し、必要があれば見直す。
- ⑦ 公募による指定管理及び一般競争入札による委託については、派遣職員の人件費として充てられることが前提となっていないため、これまでどおりとする。
- ⑧ 補助金や委託料の支出を行っていない団体は問題ない。

上記の対応策の方針に則り、平成22年度からは、補助金支出を止め、派遣職員分の給与は担当課で支払う方法に改められたが、派遣法第6条第1項において、そもそも派遣職員の給与支給を禁止しており、同条第2項において例外的に給与支給が許されているに過ぎない。同条第2項においては派遣先団体の業務について、地方公共団体との共同性や事務、事業の補完、支援などが謳われており、決して条例があれば適法となるわけではないので常に派遣先団体と市との関係及び派遣職員の担当職務を見直し、派遣法に抵触しないように注意しなければならない。

(7) 補助金の基本方針の策定について

大津市における補助金は、「大津市補助金等交付規則」に基づき支給が行われる。しかし、「大津市補助金等交付規則」には定義や交付の申請、決定などの事務手続きが記載されているだけで、補助金の公益性、効率性、公平性、優先性、必要性などの考え方や大津市の施策との関連性、補助金の今後のあり方等の基本方針となるものがない。

「大津市における補助金に対する基本方針」を書面で明確にしたうえで、補助金の見直しや諸手続の作成を行うべきである。

(8) 補助金目的の明確化について

大津市補助金等交付規則第3条において、「不特定多数の個人又は法人その他の団体に対し制度的に交付する補助金等は、あらかじめ交付の対象、交付金額等の基準を定めておかなければならないものとし、その補助金等の種類及び交付の目的は、別表のとおりとする。」と定められており、不特定多数に対する別表記載の補助金については交付の目的が明らかにされ、かつ、補助金額等の基準を明らかにした交付要綱も作成される。また、別表に記載のない補助金であっても、交付要綱が作成され交付目的が記載されることもある。

しかし、調査票によれば交付要綱が作成されている補助金は全体の41%にとどまっており、半数以上の補助金は「交付の目的」が要綱で明確にされないまま、決裁書類のみに交付目的が記載され補助金の交付が行われている。(個別事案3「大津市国際親善協会運営補助金」のケースなど参照。)

補助金の交付を行う際には、目的を明確にすることが補助金交付の絶対要件である「公益上の必要性」を判断する点からも、補助金交付後の補助金の効果をいかに測定するかという点からも重要事項である。すべての補助金について交付要綱等に交付目的を記載し、かつ、ホームページや市庁舎での閲覧に供し、広く大津市民に明示する必要がある。